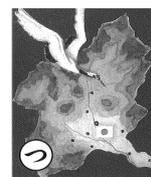




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月28日(金) 第10047号

目次

ページ

規 則

- 群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課) 2

公 告

- 土地改良事業計画の決定に係る縦覧(農村整備課) 7
- 同 7
- 土地改良事業の換地計画の適否決定に係る縦覧(同) 7
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課) 7
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 8
- 同 8

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 8
- 政治団体の異動事項 9
- 政治団体の解散届出 10
- 資金管理団体の異動事項 10
- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 11

落 札

- 落札者等の決定(建設企画課) 11
- 同(下水環境課) 11
- 同 12
- 同 12
- 同 13
- 同(小児医療センター) 13
- 同 13

■ 規 則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年十月二十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十八号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第六十七号様式表を次のように改める。

第67号様式(規格A4)

表

法人の県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・更正・決定 通知兼納付告知書  
 法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税に係る加算金額決定 (県税条例第46条及び第56条第1項の規定による通知書及び地方税法第13条第1項の規定による通知書)

(所在地) 年 月 日  
 (法人名) 様 群馬県 事務所長 印  
 (県法人番号)

地方税法第...条第...項の規定により、次のとおり更正・決定・加算金額決定しましたから通知します。  
 なお、不足税額等は、指定納期限までに同封の納付書によって納めてください。

|          |           |                   |  |        |  |     |  |
|----------|-----------|-------------------|--|--------|--|-----|--|
| 事業年度     |           | 年月日から 年月日まで       |  | 施行(処理) |  | 年月日 |  |
| 課税等の処理内訳 | 処理区分      |                   |  | 処理区分   |  |     |  |
|          | 申告年月日     | (修正 年月日)          |  | 所得金額   |  | 円   |  |
|          | 期限延長      | (県民税・事業税・特別税 年月日) |  | 法人税額   |  | 円   |  |
|          | 更正・決定等の理由 |                   |  | 増加所得   |  | 円   |  |
|          | 重加対象所得    |                   |  | 円      |  |     |  |
|          | 減少対象所得    |                   |  | 円      |  |     |  |
|          | 正当増所得     |                   |  | 円      |  |     |  |

| 事業税・特別法人事業税・地方法人特別税                 |                         |                              |       | 県民税  |           |    |  |
|-------------------------------------|-------------------------|------------------------------|-------|--|-----------|----|--|
| 摘要                                  |                         | 課税標準                         | 税率(%) | 摘要   |           | 金額 |  |
| 総額                                  | 所得金額 ⑩                  | 円                            | /     | 更正・決定の金額                                     | 課税標準の総額 ① | 円  |  |
|                                     | 付加徴収額 ⑪                 |                              |       | 本県分 課税標準 ②                                   |           |    |  |
|                                     | 資本金等の額 ⑫                |                              |       | 税額 ② × % ③                                   |           |    |  |
|                                     | 収入金額 ⑬                  |                              |       | 道府県民税の特定寄附金税額控除額 ④                           |           |    |  |
|                                     | 年万円以下 ⑭                 |                              |       | 税額控除超過相当額の加算額 ⑤                              |           |    |  |
|                                     | 年万円超 万円以下 ⑮             |                              |       | 外国関係金北等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑥ |           |    |  |
|                                     | 年万円超 ⑯                  |                              |       | 外国の法人税等の額の控除額 ⑦                              |           |    |  |
|                                     | 計(⑭+⑮+⑯) ⑰              |                              |       | 仮装経理に基づく控除額 ⑧                                |           |    |  |
|                                     | 軽減税率不適用法人 ⑱             |                              |       | 利子割額の控除額(⑲) ⑩                                |           |    |  |
|                                     | 付加徴収額 ⑳                 |                              |       | 密額(③-④+⑤-⑥-⑦-⑧-⑨) ⑪                          |           |    |  |
| 資本金等の額 ㉑                            |                         | 既に納付の確定した税額 ⑫                |       |  |           |    |  |
| 収入金額 ㉒                              |                         | 租税条約の適用に係る法人税割額の控除額 ⑬        |       |  |           |    |  |
| 合計(⑰+⑱) ㉓                           |                         | 清算所得等の額 ⑭                    |       |  |           |    |  |
| 平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ㉔  |                         | 既選付請求利子割額が過大である場合の納付額(⑲-⑳) ⑮ |       |  |           |    |  |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 ㉕                    |                         | 差引(⑪-⑬-⑭+⑮) ⑯                |       |  |           |    |  |
| 仮装経理に基づく控除額等 ㉖                      |                         | 算定期間中において事務等を有していた月数 ⑰       |       |  |           |    |  |
| 既に納付の確定した額 ㉗                        |                         | 円 × ⑱ / 12 ⑲                 |       |  |           |    |  |
| 租税条約の実施に係る差引 ㉘                      |                         | 既に納付の確定した額 ⑲                 |       |  |           |    |  |
| 差引(㉓-㉔-㉕-㉖-㉗) ㉙                     |                         | 差引均等割額(⑲-⑳) ⑳                |       |  |           |    |  |
| 仮装経理に伴う繰越控除額等 ㉚                     |                         | 合計(⑯+⑳) ㉑                    |       |  |           |    |  |
| 再差引事業税額 ㉛                           |                         | 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除額 ㉒    |       |  |           |    |  |
| 更正・決定の金額                            | 特別法人事業税又は地方法人特別税の課税標準 ㉜ | 租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除額 ㉓       |       |  |           |    |  |
|                                     | 税額 ㉜ × % ㉝              | 差引県民税利子割額 ㉔                  |       |  |           |    |  |
| 仮装経理に基づく控除額 ㉞                       |                         | 利子割額 ㉕                       |       |  |           |    |  |
| 既に納付の確定した額 ㉟                        |                         | 控除した額 ㉖                      |       |  |           |    |  |
| 租税条約の適用に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額等 ㊱ |                         | 控除しきれなかつた額 ㉗                 |       |  |           |    |  |
| 差引特別法人事業税額又は差引地方法人特別税額(㉙-㉚-㉛) ㊲     |                         | 既に選付を請求した額 ㉘                 |       |  |           |    |  |
| 仮装経理に伴う繰越控除額等 ㊳                     |                         | 既選付請求利子割額が過大である場合の納付額(㉖-㉗) ㉙ |       |  |           |    |  |
| 再差引特別法人事業税額 ㊴                       |                         | 差引控除不足額(㉙-㉚) ㉚               |       |  |           |    |  |
| 再差引地方法人特別税額 ㊵                       |                         |                              |       |  |           |    |  |
| 合計事業税・特別法人事業税・地方法人特別税(㉙+㊴+㊵) ㊶      |                         |                              |       |  |           |    |  |

| 納付すべき加算金額 |  |      |      |     |        |   |      |
|-----------|--|------|------|-----|--------|---|------|
| 過少申告加算金   |  | 対象税額 | 率(%) | 加算金 | 不申告加算金 |   | 対象税額 |
| (通常分)     |  | 円    |      | 円   | (通常分)  |   | 円    |
| (加重分)     |  |      |      |     | (加重分)  |   | 円    |
| (小計)      |  |      |      | ㉛   | (小計)   |   | ㉜    |
| 重加算金      |  |      |      |     |        | ㉝ |      |

|          |                     |       |                 |       |     |     |     |       |
|----------|---------------------|-------|-----------------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 分割基準     | 事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 | 税・人・税 | 総数              | (1)   | (2) | 県民税 | 総数  |       |
|          |                     |       | 本県分             | (1)   | (2) |     | 本県分 |       |
| 延滞金の控除期間 | 事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 | 税・人・税 | 税額              | 円     |     | 県民税 | 税額  | 円     |
|          |                     |       | 期間              | 年 月 日 |     |     | 期間  | 年 月 日 |
| 指定納期限    |                     |       | 合計(㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱) |       |     |     |     |       |

納付場所 群馬県指定金融機関(群馬銀行)・群馬県指定代理金融機関(群馬県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・神奈川県及び山梨県の各県内並びに東京都内の郵便局)・行政課税事務所

第六十七号様式別表を次のように改める。

第67号様式別表(規格A4)

| 法人の事業税・特別法人事業税 事業別更正・決定金額計算書 |                          |                                      |                   |    |   |   |  |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|-------------------|----|---|---|--|
| (所在地)                        |                          | 年 月 日                                |                   |    |   |   |  |
| (法人名)                        |                          |                                      |                   |    |   |   |  |
| (県法人番号)                      |                          | 様                                    |                   |    |   |   |  |
| 事業年度                         |                          | 年月日から年月日まで                           |                   |    |   |   |  |
| 事業税・特別法人事業税                  |                          |                                      |                   |    |   |   |  |
| 摘要                           |                          | 課税標準                                 | 税率(%)             | 税額 |   |   |  |
| 法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業     | 総額                       | 所得金額 ㉓                               | 円                 |    | / |   |  |
|                              |                          | 付加価値額 ㉔                              |                   |    |   |   |  |
|                              |                          | 資本金等の額 ㉕                             |                   |    |   |   |  |
|                              |                          | 収入金額 ㉖                               |                   |    |   |   |  |
|                              | 更正・決定の金額                 | 本                                    | 所得金額              |    |   | / |  |
|                              |                          |                                      | 年万円以下 ㉗           |    |   |   |  |
|                              |                          | 分                                    | 年万円超 万円以下 ㉘       |    |   |   |  |
|                              |                          |                                      | 年万円超 ㉙            |    |   |   |  |
|                              |                          |                                      | 計(㉗+㉘+㉙) ㉚        |    |   |   |  |
|                              |                          |                                      | 軽減税率不適用法人 ㉛       |    |   |   |  |
|                              | 分                        | 付加価値額 ㉜                              |                   |    |   |   |  |
|                              |                          | 資本金等の額 ㉝                             |                   |    |   |   |  |
|                              |                          | 収入金額 ㉞                               |                   |    |   |   |  |
|                              | 1号事業及び2号事業合計(㉚又は㉛+㉜+㉝+㉞) |                                      | ㉟                 |    |   |   |  |
|                              | 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業      | 総額                                   | 所得金額 ㉡            |    |   | / |  |
| 付加価値額 ㉢                      |                          |                                      |                   |    |   |   |  |
| 資本金等の額 ㉣                     |                          |                                      |                   |    |   |   |  |
| 収入金額 ㉤                       |                          |                                      |                   |    |   |   |  |
| 更正・決定の金額                     |                          | 本                                    | 所得金額 ㉥            |    |   | / |  |
|                              |                          |                                      | 付加価値額 ㉦           |    |   |   |  |
|                              |                          | 分                                    | 資本金等の額 ㉧          |    |   |   |  |
|                              |                          |                                      | 収入金額 ㉨            |    |   |   |  |
|                              |                          |                                      | 3号事業合計(㉦+㉧+㉨+㉩)   |    | ㉪ |   |  |
|                              |                          |                                      | 更正・決定の合計事業税額(㉟+㉪) |    | ㉫ |   |  |
| 特別法人事業税                      | 更正・決定の金額                 | 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㉬ |                   |    | / |   |  |
|                              |                          | 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉭ |                   |    |   |   |  |
|                              |                          | 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉮ |                   |    |   |   |  |
|                              | 合計特別法人事業税額(㉬+㉭+㉮)        |                                      | ㉯                 |    |   |   |  |

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第六十七号様式の規定により発せられている通知書は、改正後の同様式の規定により発せられたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

**■ 公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営坂東大堰2期土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年10月31日から同年11月29日まで
- 3 縦覧に供する場所 前橋市役所、高崎市役所、伊勢崎市役所、太田市役所及び玉村町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営滝ノ沢土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年10月31日から同年11月29日まで
- 3 縦覧に供する場所 吉岡町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により次のとおり土地改良事業の換地計画を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 土地改良事業の名称及び地区名 富岡市宮宇田・一ノ宮土地改良事業 宇田・一ノ宮地区
- 2 事業主体 富岡市
- 3 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 4 縦覧に供する期間 令和4年10月31日から同年11月29日まで
- 5 縦覧に供する場所 富岡市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画用途地域 富田地区及び北代田町東地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年10月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 富田地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年10月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 北代田町東地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年10月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

**■ 選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年10月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 満

- 1 政党の支部  
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

|         |                          |          |            |
|---------|--------------------------|----------|------------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名                   | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|         | 1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 |          | 届出年月日      |

|                |      |      |                |
|----------------|------|------|----------------|
| 立憲民主党群馬県第1区総支部 | 後藤克己 | 三森和也 | 前橋市総社町総社2905-5 |
|                | ○    |      | 令和4年9月20日      |
| 立憲民主党群馬県第4区総支部 | 後藤克己 | 入澤洋一 | 前橋市総社町総社2905-5 |
|                | ○    |      | 令和4年9月20日      |

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名    | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       |
|----------------|-----------|----------|------------------|
|                | 届出年月日     |          |                  |
| 明日をつくる女性の会     | 清水利律子     | 岡芹芳子     | 前橋市川曲町36-6       |
|                | 令和4年9月29日 |          |                  |
| 腰塚有吾後援会        | 腰塚有吾      | 北爪将      | 桐生市西久方町1-2-55    |
|                | 令和4年9月26日 |          |                  |
| 小林洋後援会         | 鈴木八一郎     | 中澤裕      | 利根郡みなかみ町小仁田506-1 |
|                | 令和4年9月14日 |          |                  |
| 政治に参加したい群馬県民の会 | 新倉哲郎      | 金木伸一     | 高崎市吉井町長根1584-2   |
|                | 令和4年9月13日 |          |                  |
| 太古前考俊後援会       | 太古前考俊     | 宮内伸和     | 前橋市鳥取町853-1      |
|                | 令和4年9月9日  |          |                  |
| 中沢よしふみ後援会      | 中澤功史      | 生方美恵     | 渋川市石原157-19      |
|                | 令和4年9月8日  |          |                  |
| 中山晴親後援会        | 中山晴親      | 中山頼康     | 藤岡市下戸塚345-1      |
|                | 令和4年9月28日 |          |                  |

## ◎群馬県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和4年10月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

| 政治団体の名称   | 異動事項     | 新    | 旧   | 異動年月日     |
|-----------|----------|------|-----|-----------|
| 自由民主党沼田支部 | 会計責任者の氏名 | 青木忠昭 | 星野稔 | 令和4年9月20日 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称      | 異動事項       | 新           | 旧            | 異動年月日    |
|--------------|------------|-------------|--------------|----------|
| 館林をフレッシュにする会 | 主たる事務所の所在地 | 館林市富士見町7-16 | 館林市つつじ町25-23 | 令和4年9月2日 |
|              | 代表者の氏名     | 須藤和臣        | 高橋将          | 令和4年9月2日 |
| 沼田利根医師連盟     | 代表者の氏名     | 林秀彦         | 藤塚勲          | 令和4年6月4日 |
|              | 会計責任者の氏名   | 迫田洋人        | 角田守          | 令和4年6月4日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年10月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 解散年月日    |
|-----------|--------|----------|
| 定方英一を育てる会 | 新井豊吉   | 令和4年9月1日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和4年10月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-------|-----------|------------|-------|
|-----------------------|-------|-----------|------------|-------|

|       |         |          |             |               |
|-------|---------|----------|-------------|---------------|
| 太古前考俊 | 群馬県議会議員 | 太古前考俊後援会 | 前橋市鳥取町853-1 | 令和4年<br>9月7日  |
| 中山晴親  | 藤岡市議会議員 | 中山晴親後援会  | 藤岡市下戸塚345-1 | 令和4年<br>9月28日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第70号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表2の項中「住宅型有料老人ホームいせさき 同 境上武士603-3」を「住宅型有料老人ホームいせさき 同 境上武士603-3 同 境上武士898-1」に改める。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本一太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和4年度土木総合システム用機器（166台）賃貸借 ノート型パソコン166台、外部ディスプレイ166台及び外付け光学式ドライブ27台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部建設企画課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年10月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521-8
- 5 落札金額 39,384,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年9月2日

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本一太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 奥利根流域下水道管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年10月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ウォーターエージェンシー北関東オペレーションセンター 群馬県高崎市上大類町745番地4
- 5 落札金額 932,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年7月29日

---

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年10月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ウォーターエージェンシー北関東オペレーションセンター 群馬県高崎市上大類町745番地4
- 5 落札金額 4,102,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年7月29日

---

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
  - 3 落札者を決定した日 令和4年10月14日
  - 4 落札者の名称及び所在地 クボタ環境エンジニアリング株式会社北関東営業所 群馬県桐生市広沢町四丁目1880番地
  - 5 落札金額 1,117,600,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 7 入札公告をした日 令和4年7月29日
-

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年10月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本管財環境サービス・東芝インフラシステムズ特定委託業務共同企業体 東京都千代田区神田東松下町27番地
- 5 落札金額 831,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年7月29日

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月28日

群馬県立小児医療センター院長 外松 学

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 重症部門患者情報システム及び生体情報モニター等 一式（5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和4年9月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店前橋支店 群馬県前橋市荒牧町2-39-7
- 5 落札金額 411,733,850円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年8月19日

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月28日

群馬県立小児医療センター院長 外松 学

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 心臓超音波診断装置 一式（メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和4年9月30日

- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店前橋支店 群馬県前橋市荒牧町2-39-7
- 5 落札金額 45,980,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年8月19日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---